

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)
〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 00-50128W0	今後の手続きについては、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2015/001717	国際出願日 (日.月.年) 26.03.2015	優先日 (日.月.年) 27.03.2014
出願人(氏名又は名称) 株式会社ニコン		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 7 ページである。

この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、
この国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b. この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2. 請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3. 発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は 出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は 出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約書とともに公表される図は、

第 1 図とする。 出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. 要約とともに公表される図はない。

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。
特別ページ第III欄の続きを参照。

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

請求項 1-21, 42-47

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC）） Int.Cl. G02B15/20(2006.01)i		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC）） Int.Cl. G02B15/20		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2015年 日本国実用新案登録公報 1996-2015年 日本国登録実用新案公報 1994-2015年		
国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X A	JP 63-278013 A（オリンパス光学工業株式会社）1988. 11. 15, 全文、 全図、特に、実施例 1-実施例 4（ファミリーなし）	1-2, 4-6, 10- 11, 14-17, 42- 45 3, 7-9, 12-13, 18-21, 46-47
X A	JP 2005-141056 A（キヤノン株式会社）2005. 06. 02, 全文、全図、 特に、実施例 4（数値実施例 4） & US 2005/0099699 A1 & EP 1530072 A1	1-2, 4-6, 8-11 , 17, 42-45 3, 7, 12-16, 18
<input checked="" type="checkbox"/> C 欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す） 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の 1 以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日 10. 06. 2015	国際調査報告の発送日 23. 06. 2015	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官（権限のある職員） 森内 正明 電話番号 03-3581-1101 内線 3271	2V 9222

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X A	JP 7-27978 A (株式会社ニコン) 1995.01.31, 全文、全図、特に、 実施例 1 & US 5760957 A & JP 3371917 B2	-21, 46-47 1-2, 4, 10-21, 42-43, 46-47 3, 5-9, 44-45
X	JP 2009-251118 A (パナソニック株式会社) 2009.10.29, 全文、全 図、特に、実施の形態 1 (数値実施例) -実施の形態 7 (数値実施例 7)、 実施の形態 10 (数値実施例 10) -実施の形態 11 (数値実施例 11) & US 2010/0091174 A1 & US 8004585 B2	1-21, 42-47
X A	JP 59-219711 A (日本光学工業株式会社) 1984.12.11, 全文、全図、 特に、第 1 実施例-第 3 実施例 & US 4576445 A & JP 3-60410 B2	1-2, 4, 6, 10- 11, 14, 17, 42- 43, 45 3, 5, 7-9, 12- 13, 15-16, 18- 21, 44, 46-47

第 III 欄の続き

請求項 1、18、42 及び 46 に係る発明、請求項 22 及び 48 に係る発明、及び、請求項 38 及び 54 に係る発明は、

「物体側から順に並んだ、正の屈折力を有する第 1 レンズ群と、負の屈折力を有する第 2 レンズ群と、負の屈折力を有する第 3 レンズ群と、正の屈折力を有する第 4 レンズ群とを有するズームレンズ」(以下、「事項 1」という。) という技術的特徴を共通の技術的特徴として有している。

しかしながら、当該技術的特徴は、出願人が、本件 PCT 出願において、先行技術文献として開示している文献である、文献 1 (JP 2009-251118 A (パナソニック株式会社) 2009. 10. 29, 全文、全図、特に、実施の形態 (数値実施例) 1-実施の形態 (数値実施例) 11) の開示内容に照らして、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、当該技術的特徴は、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、これらの発明の間には、他に同一の又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。

そして、請求の範囲は、手数料納付命令時点における特別な技術的特徴に基づく、各々下記の特別な技術的特徴を有する 3 つの発明に区分される。

(発明 1) 請求項 1-21、42-47

事項 1 を満たすズームレンズであって、
前記第 1 レンズ群と前記第 2 レンズ群との空気間隔を変化させることにより変倍し、
以下の条件式を満足することを特徴とするズームレンズ。

$$0.60 < f_4 / f_w < 1.15$$

但し、

f_4 : 前記第 4 レンズ群の焦点距離、

f_w : 無限遠合焦時における広角端状態の全系の焦点距離。

(発明 2) 請求項 22-37、48-53

事項 1 を満たすズームレンズであって、
前記第 3 レンズ群の少なくとも一部を光軸方向に沿って移動させることにより合焦を行い、
以下の条件式を満足することを特徴とするズームレンズ。

$$0.249 < f_w / f_1 < 2.00$$

但し、

f_w : 広角端状態における全系の焦点距離、

f_1 : 前記第 1 レンズ群の焦点距離。

発明 2 は、請求項 1、18、42 または 46 の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明ではない。

そして、発明 2 は、手数料納付命令時点において、発明 1 とまとめて調査を行うことが効率的であるとはいえる他の事情もないから、発明 2 を発明 1 に区分することはできない。

(発明3) 請求項38-41、54

事項1を満たすズームレンズであって、
前記第4レンズ群の少なくとも一部は、像ブレを補正するための防振レンズ群として、光軸と垂直方向の成分を持つように移動可能に設けられ、
変倍に際し、前記第1レンズ群を光軸方向に沿って移動させ、
以下の条件式を満足することを特徴とするズームレンズ。

$$1.00 < f1/f4 < 3.55$$

但し、

f1：前記第1レンズ群の焦点距離、

f4：前記第4レンズ群の焦点距離。

発明3は、請求項1、18、22、42、46または48の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの発明ではない。

そして、発明3は、手数料納付命令時点において、発明1または2とまとめて調査を行うことが効率的であるとはいえる他の事情もないから、発明3を発明1または2に区分することはできない。

請求項1、18、42及び46には、ズームレンズのレンズ群構成に関して「・・・第4レンズ群とを有し、(または、「・・・第4レンズ群とを有する」)」という記載があり、前記記載では、ズームレンズは、第1レンズ群から第4レンズ群以外の任意のレンズ群を含みうる記載となっている。

しかしながら、PCT第5条の意味において開示されているのは、明細書に記載された、第1レンズ群から第4レンズ群から構成されたズームレンズのみであり、請求項1、18、42及び46に係る発明は、PCT第6条の意味での裏付けを欠いている。

また、請求項1、18、32又46に従属する請求項についても、同様である。

よって、調査は、明細書に裏付けられ、開示されている範囲、すなわち、明細書に具体的に記載されている、レンズ群構成が、第1レンズ群から第4レンズ群から構成されたズームレンズについて行った。